

森林づくりを支える 交付金制度が スタートします！

森林整備地域活動支援交付金制度

林業を取り巻く厳しい状況の中、間伐等の手入れが十分に行われていない山が増えており、このままでは山の価値が下がるだけでなく、森林の持つ大切な働きも十分に発揮できなくなってしまうです。

このため、森林の現況調査など森林所有者等が山の手入れを進めるために欠かせない活動について交付金（森林整備地域活動支援交付金）により支援するものです。

交付金の仕組み

まず、長門市長との間に森林づくりに欠かせない地域活動の実施に関する協定を結びます。その後、交付の対象となる地域活動を行い、市長が確認した後、に交付金が交付されます。

2 交付金の交付対象者

対象となる森林の所有者のほか、経営の受託などにより森林所有者に代わって森林実施計画を作成し、認定を受けた森林組合等も対象となります。

3 交付の対象となる地域活動

① 森林の現況調査
実施の実施区域、作業方法を決定するに当たり必要となる林木の成育状況、雑草木の繁茂状況等の調査
林道、一般公道から実施箇所までの作業道や歩道のアクセス状況調査

② 実施実施区域の明確化作業

所有界の確認、実施実施区域界の刈り払い、簡易杭やベンキ等による標示、区域の位置・形状・面積を把握するための簡易な測量

③ 歩道の整備等

実施箇所に至るまでの既設の作業道や歩道の刈り払い、補修、既設歩道間を連絡する歩道の新設

①③の内、どれか一つは毎年必ず実施する必要があります。

4 交付金の金額

積算基礎森林1haあたり1万円です。

積算基礎森林とは、林齢が協定締結時において、

- ① 35年生以下である人工林
- ② 一定の条件を満たす36年生～45年生である人工林
- ③ 60年生以下である天然林で手入れを行っている森林

5 交付金の実施期間

平成14年度から平成18年度までの5年間で。

6 問い合わせ

農林課林務係

☎23・1142

森林実施計画は、森林所有者または森林所有者から5年以上にわたる経営受託した森林組合等が、具体的な伐採・造林等の実施について自発的に作成する5年間の計画で、市町村長が認定します。